

長浜市立湖北病院臨床検査業務委託仕様書

この仕様書は、長浜市立湖北病院（以下、「当院」という）における、臨床検査業務の円滑な履行を目的とし、次に掲げる業務についてその仕様を定め、受託者は誠意を持って正確かつ迅速に実施するものとする。

1 件名

長浜市立湖北病院臨床検査業務

2 契約期間

令和8年7月1日から令和9年9月30日まで
地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

3 業務の概要

(1) 委託する業務

当院における臨床検査業務のうち、下記の2群の検査を委託する。

細目は別紙（検査項目一覧）のとおりである。

年間件数については、予定件数であるため、検査数を保証するものではない。

1群：病理、腫瘍マーカー、微生物、肝炎ウイルス、腎生検、

凝固因子、染色体、アレルギー

2群：免疫、ウイルス、薬物濃度

(2) 測定方法・基準値・単位・報告日数

受託者は、精度管理を行い、適切に検査結果が検出されているかを確認するとともに、委託者から求めがあった場合は、速やかに精度管理及び検査結果の状況について、報告するものとする。

契約期間中に現行と検査実施内容（測定方法・基準値・単位など）を変更せざるを得ない場合は、業務開始1週間前までに従来法と新法との相関データ取りを実施し、当院事業管理者の承認を得ること。また、診療への混乱が生じないように、相関データ・変更点を明記した案内文を提出すること。データ取りに使う検体は各社が用意するものとする。

4 業務実施方法

(1) 検体回収及び依頼方法

① 1群 日曜日、祝日、年末年始を除く毎日を基本とし、検体回収を行うこと。
（13時から17時までの間）

2群 土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く毎日を基本とし、検体回収を行うこと。（13時から17時までの間）

② 当院から、追加検査の依頼があり、回収した検体で追加検査が可能である

場合は、これに応じること。

また、災害などで当院の検査機器が使用不能となった場合に緊急検査に対応できること。

- ③ 当院臨床検査科検査システムより当院が指定するU S Bメモリー等を介して依頼情報を取り込み、当該検査業務受託業者（以下「受託業者」という。）が設置した専用端末や通信回路により検査依頼を受託業者に送信すること。
- ④ 検体回収の職員は教育された知識のある人物で、当院中央検査科と連携体制がとれること。

（２）結果報告

- ① 受託業者専用端末から、当院が指定するU S Bメモリー等を介して当院臨床検査システム又は病院システムに検査結果（現行のすべての画像情報を含む）を取り込み、即時結果の問合せに対応できること。
- ② 受託業者は、深夜から翌日の早朝までの時間帯に、受託業者専用端末に向け検査結果のデータ送信を行うこと。
- ③ 伝票対応の検査項目（遺伝子、染色体等）の最終報告は受託業者専用報告書によって報告ができること。
- ④ 至急検体の報告はF A X等により速やかに対応できること。
結核菌群（P C R）検査、M A C（P C R）検査は、翌日には結果がF A Xで送信されること。

（３）システム

- ① 業務開始前に当院システムにデータを取り込める体制を整えること。
- ② 検査システムや電子カルテへのマスター登録・変更・調整・紐つけを行うこと。
また、全項目確認テストを行い、結果を提出すること。
- ③ 報告データのフォーマットは、当院並びに当院臨床検査科検査システムに合わせること。
- ④ その際、新規発生から導入まで、院内に影響するシステム（電子カルテ・検査システム側の登録・項目マスター等）に係わるすべての費用は受託業者が負担すること。
- ⑤ 契約期間中、当院システムが変更になった場合も同様とする。

（４）情報セキュリティ管理

- ① 依頼情報及び結果報告データ等の情報授受については、個人情報保護の観点から、暗号化等のセキュリティ強化及び保護対策に努めること。
- ② 検査結果は目的以外に使用しないこと。
- ③ 情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されていること。
- ④ 情報セキュリティインシデントが発生又は情報の目的外利用等を認知した場合には、速やかに当院に報告すること。

（５）その他

- ① 伝票対応の検査項目（細胞性免疫、遺伝子、染色体等）は受託業者専用の検査依頼票を作成すること。

- ② 検査依頼票の内容に変更が生じた場合には必要に応じて改修を行うこと。
- ③ 集計を表す年報、月報をファイルで提供すること。（検査コード、項目名称、測定法、単価、件数、委託料などを盛り込む）
- ④ 検査あるいは検査項目に対する学術的情報提供が行えること。

5 代金の請求

代金の請求は毎月ごとに締め切り、請求すること。

6 業者決定方法等

1 群、2 群それぞれで落札業者を決定し、各群の項目ごとに当該検査に要する一切の経費に当該検査の年間予定件数を乗じた額の総額で価格の低い業者を落札業者とする。

7 その他

- ① 受託業者専用端末及び通信回路に係る設置費用並びに通信費用は、受託業者が負担すること。
- ② 検査項目すべてに単価を入れること。空欄または0円の場合は無効とする。
- ③ 診療側の都合またはスポット的な依頼の場合、他の業者に依頼することがある。
- ④ 診療報酬改定の場合、各検査項目の委託料については、別途協議して決定する。
- ⑤ 本仕様書に記載のない項目については、その都度双方が協議し定める。